

小慢等（自己負担上限月額のある公費負担医療）と㊦義務教育就学児医療費助成（法別88）及び㊧高校生等医療費助成（法別89）との併用における取扱いについて
通院1回200円一部負担金徴収方法：市町村（一部除く）の医療証

（令和5年7月更新 東京都福祉局生活福祉部医療助成課）

自己負担上限月額のある公費：小児慢性特定疾病医療費助成：法別52 難病医療費助成：法別54,83 自立支援医療：法別16,21 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成：法別38等と㊦[マル子]義務教育就学児医療費助成**通院負担有(200円)**88131***、88134***及び㊧[マル青]高校生等医療費助成**通院負担有(200円)**89131***、89134***の併用における負担金徴収方法については次のとおりですので、よろしくお取り計らいの程お願いいたします。

(注) **通院負担有(200円)**の医療証は市町村（一部を除く）で発行しています。
 (注) マル青は令和5年4月開始です。

○マル子・マル青は、小慢等の一部負担金が発生した受診に限り、通院一部負担金を徴収する。ただし、その額は、当該受診ごとの小慢等の一部負担金までとする。

(例) 小慢、自己負担上限額5,000円（一般所得I）

診療	点数 (保険/52/88or89)	第1公費 小慢(52) 一部負担金	第2公費 マル子(88131,88134) マル青(89131,89134) 一部負担金	マル子(88131,88134) マル青(89131,89134) 一部負担金(通院1回200円)徴収方法
1日目	1,200点	2,400円	200円	当該受診の小慢一部負担金を限度にマル子・マル青負担金を徴収(200円徴収2,200円助成)
2日目	1,250点	2,500円	200円	当該受診の小慢一部負担金を限度にマル子・マル青負担金を徴収(200円徴収 2,300円助成)
3日目	2,000点	100円	100円	当該受診の小慢一部負担金を限度にマル子・マル青負担金を徴収(100円徴収・助成額なし)
4日目	1,000点	0円	0円	当該受診の小慢一部負担金が発生していないためマル子・マル青負担金・助成額なし
合計	5,450点	①5,000円	②500円	

自己負担上限額管理票にはこの金額を記載

実際の窓口徴収額

マル子・マル青助成 = ①5,000円 - ②500円 = 4,500円(自己負担500円)

徴収事例・レセプト記載例等は東京都福祉局ホームページをご参照ください。

東京都福祉局トップ⇒分野からのご案内「生活の福祉」⇒医療助成

<https://www.fukushi.metro.tokyo.jp/seikatsu/josei/index.html>

問合せ先：東京都福祉局生活福祉部医療助成課 電話 03-5320-4282